

資料

二〇二二年度熊本大学法学部研究教育振興会主催

ミニシンポジウム

「非行少年が持つ被害体験を踏まえた立ち直りの道を探る」

熊本大学大学院人文社会科学研究所

(法学系) 教授 岡田 行雄

福岡県弁護士会弁護士 知名健太郎 定信

京都弁護士会弁護士 安西 敦

NPO法人トナリビト代表 山下 祈恵

法務教官 長橋 孝典

臨床心理士 廣田 邦義

岡田・それでは、ただいまよりミニシンポジウム「非行少年が持つ被害体験を踏まえた立ち直りの道を探る」を始めさせていただきます。日頃、皆さんは特殊講義ⅡA「少年法」という講義の中で、『非行少年の被害に向き合おう!』という本を教科書として目を通されていることと思いますが、今日は、私を入れて一人一人いっしょやる、この本の執筆者のうち五人の方に熊本にお越しいただき、この本では語り尽くせなかったこと書き尽くせなかったことなどをお一人ずつ、この本の執筆の順で、お話ししていただくということになりました。

実はこの本のPART Iは少年法の手続の流れに沿って執筆していただいています。というわけで、福岡県弁護士会に所属しておられる、知名健太郎定信弁護士にトップバッターとして、さっそくお話しいただきたいと思います。お一人一五分でお話しただいて、最後、質疑応答の時間を一〇分くらいは取りたいと思っております。なお、知名弁護士は熊本大学法学部ご出身の弁護士さんです。それでは知名先生お願いします。

知名・福岡県弁護士会所属の弁護士の知名健太郎定信といえます。熊大出身です。

今回の本を書かせていただくことになって、最初の段階では、ちょっと抑え気味に書いていたんですけど、これでは駄目だなと思いなおし、自分が思っていること全部吐き出させてもらいました、締め切りオーバーさせてもらって、書き上げてあ

らためて見直すと、自分でも驚くほど、ずいぶんいろんなことに対し「怒り」を感じていたんだな、と思いました。でも、この「怒り」はそのまま表現しておかないと、この事件を体験した人間として、間違いないかなと思つて、あえてそのまま出させてもらいました。

僕だけ浮いているんじゃないか、心配だったので、あとで、安西先生や堀井さんのところを読ませてもらうと、同じように「怒り」を感じて、「みんな、いろんなところで怒りを感じながらやっているんだな」「同志がいたな」と思つてホッとしました(笑)。

さて、なぜ僕が、色々なことに対し、怒りを感じたかを説明したいと思います。

僕が担当した事件の少年がやったことは、見ず知らずの女性の生命を奪うという、かなりショッキングなものでしたし、一見して理解できないものだったとは思っています。ただ、その一見、理解できない行動にも何か理由があるんじゃないかというのをやはり考えないといけないと思うんです。そして、理解するためには色々なことを学ばなければならぬ。それが本場の専門家だと思ふのです。にもかかわらず、少なくとも今回、僕が担当した事件の少年について、少年鑑別所がまとめた「鑑別結果通知書」や、それを基にした家裁の「逆送決定」というのは、その少年を本当に切り捨てるものであり、「少年の専門家でありながら、少年の更生というものを信じていないのか!」と

疑わざるをえないものでした。

果たして一五歳の少年にきちんと手を尽くして、それでも回復できないほどの状態になっている、ということが本当にありうるのか、と私は、疑問に思います。特に、その少年が、幼少期に恵まれない虐待を受け、色々な心理的な問題を抱えていたんだったら、まずそれを取り除く。普通の生活を送らせる。さらに、その受けた傷を治すという活動をしなさいといけません。それをまだなにもやってもいないにもかかわらず、「この子には罰を与えるしかないんだ」という判断をした鑑別所の意見は間違っているんじゃないかなと改めて思っています。

僕も、もう弁護士になって二〇年くらい経ってしまいました。いつの間にか、少年事件の専門家として扱われるようになり、少年の問題にかかわる色々な人たちとも知り合いにならせてもらいました。例えば、少年院の視察委員という仕事があるんですけど、私はその委員長を六年間やりました。そのなかで、少年院で働いているみなさんが少年のためにすごく心をくだいて活動されている姿にも接してきました。弁護士のなかには、少年院を敵視して、「少年院には、絶対送らないから」というような感じで少年院を敵視しがちな人もいるんですけど、私はそうは思わない。少年院のなかで働いている皆さんのなかには、全力で少年の立ち直りを支援しようと思ってくれている人たちが大勢いることを知っていたし、共感できる熱い思いのようなものを感じていたので。それは、少年鑑別所も同じです。でも、

だからこそ、逆にそれが、僕の強い怒りにつながったのかなと思います。同じ領域（少年院・少年鑑別所）で活動しているのに、少年に対し全く無理解な「専門家」がいることへの強い憤り・怒りだったわけです。

このように、少年鑑別所の意見や、家庭裁判所の判断などに対してすごく憤ったところもあったんですけど、他方では、事件を通じて色々な方に助けられたこともありました。法務省OBの方とか、児童相談所のOBの方とかが、わざわざ連絡をくれて、色々なアドバイスをくれたり、色々な人を紹介してくれたりという形で支援してくれました。それがなければ、おそらく僕の本件少年への理解も、不十分なままに終わっただろうし、その後の活動も不十分になったのではないか、と思っっています。なかでも、本にも書きましたが、法務省のOBの方が紹介してくれた、広島のばっちゃんと呼ばれる方との出会いは、貴重なものでした。四〇年以上、個人で「子ども食堂」を続けてきた方です。この方は、まだ裁判の途中からずっと少年と手紙のやりとりをしてくれて、手紙のやりとりがあるたびに僕に電話をくれて、情報共有をしながら一緒に少年を支えてきました。その方は、今でも文通を続けてくれています。よく電話で話をしながら、少年について、語り合っています。

この方の何がすごいのか、というと、少年への心配りがずば抜けているところです。本件の少年については、裁判までの結構長い期間、拘留所に入れられていましたが、当時は、すごく精

神的には落ち着いていたんです。それが、その後に刑が確定して、刑事施設を移っていくたびに精神が乱れているというのが明らかになってきています。今のところそれがまだ取まっていないんですね。僕に対しても、ばっちゃんに対しても、失礼な、文面が乱れたような手紙を送ってくる訳です。でも、その時に、ばっちゃんは、私に、「心配やね。あの子、どう思っるとるんやろう。よっぽどきついんやろうね」という電話をくれます。僕も乱れた手紙が彼から来ると、心が動揺することもある訳です。そういうときにも、ばっちゃんと話し合いながら、本当はどうしてほしいんだろうか、と一緒に考えていることで、わたしも何とか今の活動を続けられているのです。それもこれも、そういう人と繋げてくれたみなさんのおかげだなと思っています。

他にも、実際、本件について少年を鑑定してくれた心理の先生がいらっしゃいます。その先生とは、事件後もやり取りをさせてもらうなかで「あの子はいまどうしていますか」ということをメールで聞いてきてくれました。最終的には「私もちよつと文通とかをやってみましょうか」みたいなことを言ってくれています。少年のことにも詳しいし、非常に頼もしい味方ができたな、と思います。

正直なところ、この少年については、これからがすごく大変だろうなと思います。以前は、週一は顔を見に行っていたのが、彼が刑事施設にいる今は、なかなか直接会うこともできません。手紙で異変に気づいてもすぐに会いにいけない状況でどれだけ

彼をフォローできるのかな、と思うと、相当大変な活動だと思います。ただ、今回の件を通じて、知り合わせていただいたばっちゃんとか、鑑定人の方と協力しながら今後なんとか頑張っていこうと思っているところです。

岡田…知名先生、どうもありがとうございました。それでは引き続き京都弁護士会の安西敦弁護士にお話しただきたいと思っています。安西さんとは、それこそ出会ってから二三年くらいのお付き合いになります。少年法が二〇〇一年に大きく変えられた後、研究者のグループと一緒に聴き取り調査のために京都におうかがいして安西さんとお話ししたのが最初の出会いだっただと思います。以後、高松に移られてからはもっと深い付き合いになって、今に至っております。それではよろしくお願いします。

安西…安西と申します。よろしくお願ひします。私は弁護士になって二二年目です。今は刑事事件を専門として京都で仕事をしています。一〇年くらい前から臨床心理士の資格を取って、少しだけ、カウンセリングの仕事もやっています。

皆さんの中には、この本を読んでいた方が結構多いんですよね。私は、Part Iの、少年院の中で職員さんに暴行をしたケースの担当の弁護士です。このことで、改めて読み直しても思うことは、この彼にはやはり虐待の被害があったし、少年院の中でも大変な思いをした、ということなんです。この本に

は色々な登場人物が出てきますけれども、みんな、子ども時代には、本来はこんな苦労しなくてもよかったのという大変な思いをいっぱいしているではないですか。その結果として、色々な事件を起こしてしまう。すると、「こんな悪いことをやって」と責められて、刑事処分が科されることになります。でも、その虐待を受けているときとか、この子どもたちが、例えば○歳だった頃、二歳だった頃、五歳だった頃、こんな大変な思いをしてきたのにそこに私たちは手を差し伸べなかったじゃないですか。社会はその子どもたちを助けなかったよね。その社会の責任は問われないのに、その子が大きくなって、その結果何か事件を起こしてしまうと責任を取れと言われて重い処分が科されてしまうっていうのは、あまりにもフェアではないのではないかと。その思いがものすごく強かったんですね。

知名さんもお怒りだったみたいですけど、私もすごい怒りがありました。この事件をやっているときは特にそう思っています。非行少年とか、成人になって犯罪者と呼ばれてしまう人たちにたくさん会うけれども、基本的に、私は相手が特別な人だとは全く思っていないです。同じ立場っていうのも変ですが、私もいつそちらに行つたか分からなかったと思っています。私は、幸い、別にそんなに裕福でもないですけど、一応それなりに両親から愛されて普通に育つことができました。そういう家庭に生まれて、食べる物に苦労したことがなくて、多少勉強はできたので小学校・中学校・高校と学校には適応することがで

きて、それで諸々やっていった結果、今こんな仕事をしていきます。こうして、皆さんの前で話をしたり、少年鑑別所で子どもと会ったりとかするんですけども、僕が書いたこのケースの彼の家に生まれて、同じような生活をして、虐待を受けた状態でずっと育ってきたというのであれば、僕は、塀の中にいた可能性はすごい高いだろうなと思っています。だから、出会う人たちから、いろんな人生のストーリーを聞かせてもらうと、よくここまで頑張つて生きてきたよね、ここに来たのは仕方がなかったよねと思う人たちにいっぱい出会います。これが、僕がかつち側にいるのは単に僕がそうならなくて済んだという環境に生まれたただけだ、その運の違いだけだと思う理由です。少年事件に関わる人たちの中にこのように思っている人も結構いると思うんですけども、でも、皆がそう思ってくれているのかなという疑問も同時にあつたりもします。

私は大学で授業をすることもあつて、よく説明する（架空の）ケースがあります。小さい頃におじいちゃんに預けられて、虐待を受けます。三歳くらいの子どもがおじいちゃんから、ぶん殴られたりとかするんです。そこで、その家から逃げ出して、お腹が空いたままお店に入って、お菓子を盗つてしまつた。近所の人たちも、その子が大変な目に遭っていることを知っているものだから、かわいそうと思ひ、お菓子を盗つたりしても誰も責めたりしない訳です。その子が、もうちょっと大きくなって五歳、六歳くらいになつてやつぱり家でぶん殴ら

れて飛び出して店の物を盗るということをや。かわいそうだなと思って、店の人もまあしょうがないから見逃す。ところが、この子が一〇歳になって家でぶん殴られて、外に出て万引きをするとなると、もう店の人もさすがに腹が立ってきますよね。そして、この子が中学生になって家で虐待を受けた後、外に出て万引きをするとなると、非行少年だと言われて、少年鑑別所に入れられてという話になる。この生活がずっと変わらなくて、二〇歳になって同じことをやって捕まると、この人はもう立派な犯罪者と呼ばれてしまってそのうち刑務所に入ってしまうんです。だから、最初は虐待を受けたっていう被害があった子どもたちなのに、それがいつの間にか犯罪者と呼ばれるようになっていくことになります。こうして、周囲がこの人を犯罪者だとラベリングしてしまうと、後は、その人が何かひどい目に遭わされていたとしても、その人には人権がなくなってしまうのではない、その人が色んな事をするのが出来なくなってしまうのではない、人から責められてもしょうがないという扱いに、社会の中でなってしまう。けれども、それでいいのかよと、いつも思うんですよ。

犯罪者という言葉がありますけど、私この用語は差別用語だと思ってるんです。その人にとってはどうしようもないところ、その人が選んだわけじゃない環境のせいであってそうやってしまった人たちがいっぱいいるのに、犯罪者だと言われて、酷い扱いを受けて。人権に関してわりと考えているリベラルな立場

の人だって、「犯罪者でもないのにそんな扱いを受けるなんて」みたいな議論の仕方をするではないですか。そういう発言を聞くと私は、「犯罪者だったらいいのよかよ」と思う訳です。私に依頼する人たちは、世間から犯罪者だと呼ばれている人はばりな訳です。世間から、「犯罪者だ犯罪者だ」と言われる度に、毎回毎回僕のクライアントを貶されているような気分になって、イライラするんです。何とかならないものかな、と思っっています。

今回の事件は、本来は子どもを守るべき少年法、子どもを守るべき少年司法制度の枠にあるはずの少年院のシステムの中で被害に遭ったという話を書きました。書いたときは結構怒りに任せていたのですが、冷静に考えると、このケースに関わったメンバーに故意は無かったかもしれない、特別に何かまずいことをしたという人たちでもないんだらうなという気もするんです。どういふことかという、この少年院で、事件を起こして家裁判所に送るのに一四〇日もかかっている、その間、その少年院では、少年はいずれ家庭裁判所に送られるんだからもう仮退院させることはあり得ない状態で身柄拘束を続けていたわけで、その期間中に少年は荒れてひどい状態が続いていたわけです。退院させる気がないのなら、そこにいさせても意味はないし傷つけるだけになるのは明らかだから、なぜ、もっと早く家庭裁判所に送らなかつたんだっていうことを僕はこの本の中で書きました。でもこの少年院は、この少年の母親がも

うこの子を引き取らないって言いだした段階では、少年が帰る先を探そうとして、多分必死に頑張ったんだと思うんですね。そして、きつと、その少年の不安定になっていく心情に寄り添おうと努力されたと思います。それでも少年が荒れて事件が起こって、警察に通報するしかなかったんでしょう。警察に届けて、おそらく捜査にはきちんと協力されたと思います。他方、処分は家裁が決めるものだから、そこはもう家庭裁判所に任せるしかないから、沙汰があるまでは少年院で面倒を見るしかないという話になる。彼が荒れている間、少年院もすごく大変だったと思うし、その間全力の対応をされたんだと思うんですね。警察は被害届を受けて捜査を進めますが、少年は少年院の中心にいて逃亡の恐れはないから逮捕はしない。身柄拘束しないで在宅ですすめる事件であれば、捜査に数か月かかるといっているのはそんなに特別なことではないんですね。三、四カ月くらいかけて事件を捜査して、裁判所に送るといっているのはおそらく普通の流れだろうと思います。少年院での身柄拘束が長引いているという意識すら警察の人は持っていないかもしれないですね。家庭裁判所は事件が送られてきてからしか判断できない場所ですから、事件が送られてきて、それまでにこれだけ時間がかかっているけど、在宅の事件ならばしょうがない、通常のペースだろうという話になる。そして、少年がやった行為を見ると少年院の中で職員を殴っている、こんな悪質な事件を起こした少年を普通に帰すわけにはいかない、と裁判官は考えたんだと思います。

す。それぞれの人たちが通常の仕事のペースに従ってきちんとやった。その結果、彼のケースはこうなってしまうんだと思います。

この後、私たちは付添人として関わった訳ですけれども、私たちも他の機関と同じように、少年に、これだけのことをやっただから少年院送致になってもしょうがないねというスタンスで関わることもできたんだと思うんです。でも、今回、私たちは、この事件の責任を少年だけに負わせるのはおかしいと言って必死に抵抗したんですね。裁判所は認めてくれませんでした。そして、この少年が少年院に改めて送られたあと、社会の中に帰るところがなくて困っていたところで、何とかお願いして、ホームレスの支援団体の人がこの少年を引き受けてくれることになりました。その支援団体の人も、少年院の中で人をぶん殴るような事件を起こしたという、そんな危ない少年を取敢えて引き受けなければならぬ義務があったかという別になんかそんなことなかったと思うんですね。その後、少年が社会に帰ってきてから雇ってくれた職場もあるんですけども、その雇用主も、こんな難しい状況の子なので、受け入れても多分すぐ辞めるんじゃないかという予測が立っていて、実際、この少年はその職場を辞めてしまいました。そういう子を何とか引き受けることは別にしなきゃならない義務がある訳ではないのに、関わってくれたメンバ―が何人かいて、その後も関わっていったという経過がこの本の中で触れていた話です。こういう現実

の中で、彼らを排除しないで関わろうとしてくれる社会にするためにどうすればいいんだろうか？いつも思っています。こういうことが起こっているという問題意識をどうやったらちゃんと皆が共有できるんだろうか？どうやったら、その少年が抱えている問題に気づいて、皆で連携できるんだろうか？この本で書いたケースは、それが上手くいかなかったものなんだろうなと思っるところです。

悪者がいたら、まだいいんです。ちゃんとやらない人がいて、もつとちゃんとやるべきだと言えれば話は簡単なんだけれども、きつと、皆がそれなりに頑張った結果こうなったんです。システムをどうしたら上手くいくんだろうかということを考えています。彼のような、被害を受けた子どもたちにとって関わっていくかという、やはり、この社会が彼をどうやって受け止めてくれるのかという問いに行き着きます。受け止めてくれないから中々大変なんです。知名さんの話の中にも出てきますけど、裁判所とか検察官とかは、社会の空気を一身に背負って、社会がこう思っているというものを代弁して少年にぶつけているわけですね。だから、こうやって被害を受けた子どもたちがいて、そのせいでこういう形で事件が起こっているという中で、この子どもたちをどうすればいいのか？こうした思いをどうやったら多くの人たちと共有できるのか？ということが分らなくて本当に悩んでいます。他のところで私が授業する時は、こうした問いを学生に振ってしまっんですけど、私も考え

ていまして、この本を読んでいただいて、この教室の中にいる方々は、私たちと問題意識を共有していただいたらと思うので、こういうテーマを広げて行っ、皆と共有するためにどうすればいいのだろうかというのを是非一緒に考えていきたいし、学生の皆さんには、研究してもらって、いい方法を見つけてほしいないつも思っています。私たちと一緒に取り組んでいただけると嬉しいです。ありがとうございます。

岡田…どうもありがとうございます。それでは、三番目に、熊本でトナリビトというNPO法人の代表をしておられる、山下祈恵さんにお話しさせていただきます。山下さん。よろしくお願ひ申し上げます。

山下…トナリビトの山下です。熊本でNPO法人を運営しています。よろしくお願ひします。プラスアルファで話したいことというところで、皆さんが、どのくらい実際本を読んでいるかはよく分からないのですけれども、私が書いたところが、今日お話しただく他の方々の部分と唯一違うのは、今日お話しただく四名の方々は犯罪を犯した後の少年たちに出会う立場の方々に、私は、どちらかという親を頼れない若者たちの住居支援やシエーター、居場所作りとか相談を受けるとかを行う中で、現在進行形で目の前で犯罪を犯していく若者たちを見ていく点だと思えます。

本にも色々書いていたのですが、実際私達に繋がっている若者たちの中にも犯罪をする子たちが沢山いるんです。ただ、これは、本に本当に書ききれなかったところですが、少なくとも私が今まで出会ってきた中で、親を頼れない色々な事情を持っている若者の中で、本当にその子が悪くて犯罪を犯した子というのはゼロだったのです。これは色々なケースがあると思います。私の場合は、あくまでも親を頼れない、うちにつながった若者しか分からないので、多分全体のケースについては専門家の人たちが詳しいと思います。でも、実際、彼らが私たちと繋がった時の状態ってすごいですよ。一〇代で私たちに繋がった時に、そもそも自分が生まれてきて良かったのかすら分からない。今、生きてて誰かひとりでも喜んでくれるのかすらよく分からない。そのような中で、やれ「ちゃんと仕事しろ、ちゃんと勉強しろ、ちゃんと社会人になっていけ」と言われても、もうそんなことは心に一ミリも入っていかない。そういう状態の子が多いんです。

ここに座っている皆さんにも色々な状況があると思います。私が熊大法学部のゼミで講義をしたときにも、今まで、次の日のご飯の心配をしたことがない人や親を養ったことがない人がどれだけいますか？という質問を投げかけたことがあるんです。そうすると、皆さんの中で三分の一くらいは、手が上がらない。そうではない人たちがいるんです。多分、見た目からはわからない。一緒に講義を受けていたらわからない。けれど実はもの

すごい家庭の事情を抱えていて、しかし、普通のふりをして講義と一緒に受けている学生がいるんですね。その中で、やはり犯罪まで行っちゃう子たちもつとすごい状況にある。だから本の中にも書いている通り、私は一五歳ぐらいから思春期世代の若者たちと接することが多いんですけど、一番思うことは、やはり、悪いことが良いことを考える心の余裕がなく、そういうことを考えることさえ許されなかったようなケースがすごく多いということなんです。これは語り始めるときりがありません。

本に書かなかったことで、普段思っていることがもう一つあります。少年や少女は、とても若い。私がいつも思うのが、自分が繋がっている若者が犯罪やっちゃったり巻き込まれちゃった、という時に、一緒に警察署行ったり家庭裁判所行ったりすると、一五歳であろうが、大人の場合と同じようにいきなり尋問されたりとかする。私は、それに本当にびっくりしました。さらに言えば、若者の中には例えば発達障がいがあつて言語の理解がちょっと苦手、あるいは、ちょっとどこるか滅茶苦茶苦手上に、親の虐待などがあつて、そもそも大人と二人きりになるのが怖いという少年もいます。他にも、昔、レイプされたことがあるからおじさんと二人きりになるのが怖いという子もいます。しかし、尋問する側はそんな事情はお構いなし、という姿勢が多い。今まで助けられなければいけないのに、家庭の事情を配慮されてこなかった子たちが、罪を犯したとされた瞬間にいきなり、加害者・犯罪者になって怖い人たちの尋問

に曝される。一回犯罪やっちゃうと、ズバーンという感じで。犯罪者には警察も滅茶苦茶怖いんです。私はこの仕事を始めて、警察をちよつと嫌いになりました。真面目にいい子で生きていたら、警察つて、全然怖くないじゃないですか。でも、そういう子たちと一緒に警察に行くと、警察官が滅茶苦茶意地悪なんです。警察にもいい人がいます。いるんですけど、たいいては滅茶苦茶怖いんです。全然、こちらの話を聞かないで、いきなり手でバーンと机を叩いて、「君は犯罪を犯したから、もう人権はない」みたいに言われて、連れていかれたことも実際にあります。でも、よくよく考えてみてもください。この思春期の少年・少女がいきなりそういう世界にぶち込まれて、本当に彼ら・彼女らの背景を警察とか裁判所がどのくらい聞き取ることができるのか？無理ですよ。

私はもともと病院に勤務していました。私が病院に、新人として入った時に、最初のオリエンテーションの二日間は何もせず、アンダーカバーみたいな感じで普通の私服で病院にずっと座っているというオリエンテーションがありました。そこで「気づいたことがあったら言ってください」と言われて、新人ながらに、これをいい制度だなと思いました。私がいつも思うのは、実際には無理だと思いますが、虐待から一時保護される子どもだったり、犯罪を犯して捕まる少年だったり、そういう当事者側の経験を一度はしてほしいということです。病院では、医師は忙しい。看護師さんも忙しい。人の命を助けたいといけない。

バタバタです。だから、患者さんから待ち時間が長いと言われても、医師などは「いや。でも俺たち一生懸命やってんだよ」と思うんです。けれども、自分が患者になって、病院に行くと、びっくりします。もう三時間音沙汰無し。私がずっとストレッチャーに寝ていて、「すいません。この後どうなるんですか?」と尋ねると、「いや、ちよつと待ってくださいね。順番です」と言われるんです。これは、本当に少年犯罪の世界も一緒です。当事者にならないとやっぱり分からないことは本当にたくさんあって、でも、たくさんの被害を受けてきて、中には何が常識かも分からず、薄々常識と違うことを自分はしてるんじゃないかとは分かっているけれども、今更それをどう直して良いかも分からない。もしくは、中には完全に犯罪だと分かっているけれども、犯罪に至らざるを得なくなってしまう。それから、うちに関わる若者でよくあるのが、すごく分かりやすく愛情を注いでくれる人にのめり込んでしまう。でも、その後何があるかというところ、その人からの搾取です。去年はラブホテルから、レイプされた後に泣きながら電話かけてきた女の子を迎えに行ったこともありますし、すごく良くしてくれてご飯食べさせてくれて自分のことを一番よく分かってくれる先輩から「物取り行け」と言われて、やってみたらそれがお金の受け子だったというところもありました。でも、そういうことを分かっていることも断れないんです。なぜかというところ、今まで自分が感じたことないような愛情を初めて注いでくれたと思った人間を裏切るという

ことは、大変なことですね。それが、たまたまたくさん恵まれてる人には絶対に分からない。この一本の愛情を切ったら自分は一人なんじゃないか？生きる意味がなくなるんじゃないか？そう思ったら、やはり断れないですよ。でも、今の司法はそういう若者たちの心の傷とか生い立ちの課題とかを聞き取る仕組みには、やはりなかなかならないと思います。

だから、私が伝えたいことの一つは、さきほど言った「当事者目線」です。私たちは、自分が生まれ育った価値観しか理解できないんです。だけど、学んで理解しようとすることはできる。当事者になったとき、この仕組みがどういう仕組みで、人としてどういう感情を持つ仕組みなのか？システムをまず疑うということをやび頭に入れてほしい。司法だから、法律だから、裁判所が言うことだからではなくて、このシステムそのものが本当にいかがなものなのかを常に疑う目を持ってほしいなと思います。そして、もう一つは、少年たちの犯罪の理由なんて本当はわからないということです。犯罪そのものが自傷行為の時もあります。犯罪がしたいわけじゃない。でも、もう死にたい、手切りたい、オーバードーズしたい、その中に犯罪が並行してあったりするんです。自分の破壊行為です。それで犯罪をする子もいる。それに加えて、自分が嫌いで死にたいから罪を犯すという子もいるんです。やはり、色んなケースの子がいます。私の今日の話も、そういうケースもあるんだというくらいに思ってください。それでも、特に少年少女の犯罪に関しては、

当事者の背景とか思いとか、そういうところ思いを馳せられる、想像力を働かせられる大人に、皆さんにはぜひなってほしいなと思います。みんなが司法に関わるわけじゃないと思います。実は、トナリビトの仲間にも、熊大法学部のOBが一人いますけど、彼は今バス会社で仕事をしています。どこに行ってたっていいんです。やはり、色んなところに色んな事情を抱えた若者たちがいます。みんなの中にもいるかもしれない。そういうところ想像力が働く、そういう勉強の仕方、そういう未来の描き方をしてもらえたらいいなと思います。ぜひ、この本にも、他の色んな先輩方がいいことをいっぱい書いてるので、そこからぜひ吸収してほしいなと思います。私からは以上です。

**岡田**..それでは四番目に、長橋さんをお願いしたいと思います。長橋さんは比較的最近私と出会った方です。少年院で働いておられます。私はたまたま出会った少年院の職員の方の導きで少年院に出かけていって、それをきっかけに長橋さんと出会いました。では長橋さんにバトンを渡したいと思います。よろしくお願いします。

**長橋**..初めまして。少年院からやってきた長橋と申します。少年院とは何をやっているのかと言いますと。岡田先生、お付き合いしてもらってもいいですか？岡田君（大声）！

岡田：はいっ！

長橋：気をつけい！前へ做え！なおれ（全て大声）！

まあこんなことをやっています。岡田君、びっくりしてしまいましたね。男子少年院ではこういうことを日常的にやっています。これはこの国の少年院や刑務所で脈々と受け継がれてきたものです。もう戦争が終わってから七八年も経ちますが、それでもまだ、こんなことをやっています。集団で移動する時は隊列を組んで行進し、腕の振り方は前へ六〇度、後ろ三〇度。在院者には、「君、指が曲がってる」と指摘する。

冒頭に驚かせてしまいました。私が私には非常に大人しい性格です。これから少年院のお話をさせて頂きたいと思っておりますので少々お付き合いください。改めまして長橋と申します。よろしくお願いします。

今日は少年矯正の実情についてというお話をしますが、私は国家公務員の立場なので、あまり事例をお話することができません。色々と説明が多くなるかも知れませんがご理解下さい。サプテーマは、非行少年がどうして非行少年になったのか。

さて非行少年とは何でしょうか。少年法を勉強されている皆さんだったらもうご存知ですよ。少年法一条。これは非常に重要な概念なので覚えておいてください。ここは多分テストに出るところだと思います。では、前に座っている方、条文

を読んでみてください。

学生A：少年法一条。この法律は少年の健全な育成を期し非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに少年の刑事事件について特別な措置を講ずることを目的とする。

長橋：はい。ありがとうございます。非行少年というのはこの少年法一条に規定されている非行のある少年のことを指します。少年法の目的は「少年の健全育成」であって、その手段として性格の矯正や環境の調整が用意されており、さきほど私が「前へ做え」とかやりましたけど、それが少年法の理念に沿っているかどうかは皆さんに検討してもらいたいところです。

さてこうやって見ると、前にいる学生さんたちは少年とは言えないかもしれないですけど、少年であれば誰でも非行少年になりうるのです。では、何をしたら非行少年になりうるのかと言えば、まず、少年法三条の中に書いてある罪を犯した少年。これはわかりやすいです。一四歳以上一九歳以下で、刑法や特別刑法（条例を含む）に定められた罪にあたる行為をした者です。もし、この中に一九歳以下の方がいらっしやいましたら、罪を犯して検挙されれば、誰でもすぐに非行少年と呼ばれる立場になります。

次に、一四歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年。

これは、もうご存知と思いますけども刑法四一条には一四歳に満たない者の行為は罰しないと記されています。罰しないからその少年は非行少年にならないかと言われたなら、そうじゃない。この少年法の条文があることによって刑法で空いた穴を塞いでいます。

もうひとつは、ぐ犯少年と言ってこれは国際的には意見が大きく分かれ、そんなものを非行少年として扱うべきなのが問題とされるものです。皆さんは刑法を勉強し始めた時、犯罪をした人しか罰してはいけなと言われませんでしたか。罪刑法定主義によって国民には違法行為とその刑罰が示されており、刑罰法令に触れなければ何人たりとも罰することができないはずです。しかし、少年法は犯罪をしていない少年であっても、刑罰法令に触れる行為をする虞（おそれ）のある少年も非行少年として保護処分の対象にすると定めています。

そのような非行少年と認定された方々、令和三年では四万人弱が家庭裁判所へ送致されています。そこでは主に要保護性と非行事実を基に終局処分を決定しますが、少年院に送致された人は一三七七人ですから、相当に選りすぐられた人が集められていると言えます。

少年院に来ると、先ほどのように「前に倣え」とかやるようになります。大変ですよ。元々能力の高い人たちなら言われた通りにできるかも知れませんが、発達障がい有する人も相当数いるので超大変ですからね。「指まつすくしろ」と言って

も、できない人も一定数出てきてしまう。保護処分として教育を受けるチャンスを得たはずなのにまた生きづらさを重ねてしまう。

子どもの頃から学校の集団生活も苦手だった子たちが、少年院でも挫折して、この社会にどの様な感情を持つのでしょうか。そうならないように職員も努力をしますが、それでも多くの少年院では、先輩たちから教わってきたとおりに「前に倣え」という教育から離れられずにいる現状があります。

非行少年の推移については『令和元年版犯罪白書』があるのでこれを見てください。令和元年版の犯罪白書は、この三〇年間の比較をしており、非行少年たちの数がどのように推移してきたかが分かります。三〇年前だと三〇万人近くあったのが、五万人弱にまで減りました。では、検挙された罪名はどうかというと、窃盗が多いというのは変わっていません。でも、道路交通法違反は激減しています。暴走族が減ったので、今はほとんど見かけません。熊本はどうでしょうか。まだいますかね？ 東京にはあまりないです。大都市に行くと暴走族は少なくなります。こんな感じで犯罪は激減しています。それでは、少年院に送致される非行少年たちがどのくらいいるかということ、平成三〇年で二一〇〇人くらいでしたが、令和三年で一三七七人でした。そこで、少年院に入る少年が同世代の少年全体から見るとどれくらい割合かを考えると、超レアです。一八歳、一九歳の年長少年だと、一〇万人に対して大体四四人。ざっく

り言うと二〇〇人に一人くらい。一四歳、一五歳の年少少年だと一万人に一人くらいです。多分、熊大に入学するより難しいです。なかなか入れないと思います。

そんな感じで「非行少年って、どこから来たの？」という話なのですが、どこからやって来ますが、決して歩いて来る人はいないですね。基本的には全員が手錠をされて何らかの交通手段で少年院に連れて来られます。皆さんに経験があるかどうか分かりませんが、手錠されるというのが、どういう経験か想像できますか？

とてつもない経験ですよ。手錠されるって、それだけで精神に与える影響は大きいと思います。身動きが取れなくなる。その瞬間から自分の身動きが、一切自由が取れなくなる。トイレにも自分で自由に行けない。何かしたくても、その瞬間から自由な行動が取れなくなります。そうやって、皆さん少年院にやって来ます。

また、少年院に入る人たちのほぼ全ては少年鑑別所を経由しています。これも、少年法を勉強している人たちは必ず覚えてほしいところです。法律上、少年鑑別所の長が移送先の少年院を決定しますから、審判の決定と鑑別結果を元にどの少年院に送致するかを決めることが、鑑別所の持つ重要な機能となっています。

続きまして、少年院に連れてこられる人はどういう状況にいたのかということを見ていきます。平成三〇年度のデータを見

ると、中学生が七・三%。中学卒業が二五%います。これは中学卒業後、高校生にならなかった人たちです。皆さんの周りにそんな人はほとんどいませんよね。そもそも、日本の高校進学率は九九%です。本来だったら一%しかないはずなのに、少年院の中には、そのような人が多くいます。少なくとも大学で講義を受ける人たちとは異なる学校生活を送ってきているのです。

少年院には高校在学という人もいます。しかし多くの場合高校を退学させられます。少年院に入っても、高校での就学を続けさせてくれるというのは中々聞きません。通信制の高校でそういう寛容なところありますが、犯罪をした人に社会はとてつもないものです。

さらに高校中退の人たちもいます。ちなみに私も高校を中退しました。高校を中退しても、その後、なんとかなる人もいるとは思いますが。しかし、かなり厳しい道のことであることは私自身も経験してきました。

それでは、高校を卒業している人は少年院にどのくらいいるのかというと、一〇%しかいません。日本の高校卒業率は九〇%ですよ。しかし、少年院ではたった一〇%しかいないんです。それくらい、少年院には学校から見放された人たちが多くいます。だからこそ著書の中で示したように私は教育に心血を注いでいます。ここは理解してもらいたいです。

そして、少年院に来た人たちがどのような生活状況にあった

のか。令和三年の犯罪白書によれば入院者の半数は有職者です。学校に在籍しているのではなくて、全体の七割は有職か無職です。皆さんのお友達はどうですか。一八歳、一九歳で仕事している人の方が多いでしょうか。そんなことはないですよ。大学に行ったり、専門学校に行ったりする人の方が多いですよ。なぜなら、日本の大学や専門学校への進学率は七割近くありますから。にもかかわらず、少年院ではほとんどの人たちが十分な教育や資格を得る前に社会人として生活を始めています。高校、大学、専門学校等を卒業し、安定した生活状況に至っていく非行少年は極めて少ない。この様に、少年院に在院している人たちは我々が知っているライフコースとは全然違うルートを辿っています。

次に、少年院に来た人の保護者についてです。実父母揃っている在院者はおよそ三割です。私がこのデータを出すときに強調するのは、父親の不存在です。私も離婚しているのですが、本当に申し訳ないのですが、父親がいなくて単純に家計の収入が低くなるだけでなく、子どもにとって有益な様々な機会が少なくなる傾向にあります。ただ父親がいなくても、親戚、おばあちゃん、おじいちゃんだったり、周りに兄弟や友人だったりがいって支えてくれる場合もいと思います。

でも、少年院に来ている人たちの半数以上は実父と生活をしていません。健全な男性像を学習すべき思春期に、周囲の先輩を見て、犯罪をするような反社会的な男性像を誤学習してしま

う。女子少年もそうだと思うのですが、不健全な男性に騙されてしまう。本当に難しい問題ですが、父親がいかに大事かと思っています。とは言え、せっかく保護者が揃っていても、その保護者が子どもの健全育成にそぐわない場合もあります。

反社会的な保護者や精神疾患を抱える保護者、次から次へとパートナーが入れ替わる保護者など、現状を知れば知るほど、非行少年と呼ばれるその子ども達の被害者性が見えてきますが、これは極めてセンシティブな情報ですので、実際に働いている我々にしか分からない事だと思います。

ここまでの話をまとめると、少年院にやってきた人の多くは家庭環境が悪くて、学校に馴染めなかったということです。その原因は色々あります。本人に発達障がいがあったり、家族にも問題があったりして、学校に馴染めなかった。だから、少年院の在院者は学校が嫌いだと感じることが多くありますね。そして生育環境によって、犯罪リスクを背負わされるとすれば、やはり、本人たちのせいとは思えません。

私が、少年院で得意にしていることは就学支援です。少年院において一般的に行われていることについては、少年院法に定められているので、ぜひご確認ください。私が担当したパートにも少し書いてあります。

そもそも学校に適応しなかった非行少年を学校に行かせてどうすると言われそうです。しかし、それは簡単なことです。たくさん勉強して、たくさん知恵があった方がお金稼げるように

なるからです。皆さんも将来的にいい仕事つけるし、いい人生を歩めることを理解しているから大学に來ている。それなのに、なぜ少年院の職員たちは、それを在院者たちに言わないのか。

歴史的に、どうして土木建設業の世界にばかり、在院者たちを送り込んできたのか？我が子には大学進学を勧めるくせに、どうして少年院にいる子どもたちには早くから社会人となる厳しい道を勧めるのか不思議で仕方ありません。

私は一六歳から、土木の世界で生きてきたので、ある意味おじさんたちに騙されたわけです。私は、そのおじさんたちから、「いいんだよ。あんな大学なんて馬鹿な奴らが行くところだから、お前は一生懸命働いて金を稼げばいい。」と言われて、本当に信じてしまいました。そのまま、三〇歳まで信じた結果、全然うまくいかず、土木の現場は寒いし、暑いし「この仕事はいつまでも続けられないな」と思って、三〇歳から大学に進みました。

最後のまともに入りますが、いろいろな話をしましたけれど、少年院を出た人たちの多くは、結局また建設業の現場に戻っていきます。そうした人たちに、どれだけ「学業がいいよ。勉強した方がいいよ」と言っても、私の話に耳を傾けてはくれません。やはり、まとまった二、三〇万円が欲しいじゃないですか。今日明日から働いて、来月から二、三〇万円もらつて、車とかを乗り回したいじゃないですか。そういう目先の利益に非行少年と呼ばれる人たちは勝てないことが多いと感じます。

実に人間らしいって思います。学校教育というシステムがなければ人間はそういう風になるものだと思います。だから、結果的に厳しい世界に戻っていつてしまう。そして、「不安定な環境や家族のところに戻つたらいかんよ」と伝えても戻つていつてしまいます。だつてしょうがないじゃないですか。その人しか親がいないのです。その人しか兄弟がいないのです。そこにしか友達がいらないのです。理解していても、戻つていきます。ここが肝だと思えます。

そして、その人たちがまた不安定な家庭を作つていく訳です。私はいつも思います。彼らが犯した罪も彼らの人生も変えることはできない。だけど大事なのはそこではない。次の世代です。彼らも、いずれは結婚します。子どもも作ります。そうなつた時に、次子どもたちが、少年のときに犯罪をして、冷たい手錠をかけられる人生ではなくて、素晴らしい人生を歩んでいくためにも、やはり重要なのは教養だと思います。私の大好きな言葉で「貧困は教養で断つ」というものがありますが、同じように犯罪も教養や勉強で絶てると思います。ぜひ、皆さんがここ熊本大学でいろいろなことを学んで、それを犯罪者の更生保護や司法の世界の中で活かしていつてもらいたいなと思います。「犯罪は教養で断つ」。どうか覚えておいていただきたい言葉です。ご清聴ありがとうございます。

岡田…それではトリーになります。廣田邦義さんにバトンを取つ

ていただきたいと思います。廣田さんとはもう二〇年以上のお付き合いになります。私の少年法の先生です。それではお願いします。

廣田…廣田と申します。今のお話は面白かったですね。色んな少年院の先生から、お話を聞きましたけれども今までのベストですね。本当に少年院も変わってきているんだなあと思います。私は、家庭裁判所調査官という仕事を三八年もやりました。皆さんから見ると三八年というと、ものすごい天文学的数字かもしれませんが、終わってみると、本当にすぐなんですよね。退職して今一三年目です。そうすると、年がすぐわかるんです。それはそれとして、私が皆さんに今日色々話したいことがあります。なぜ、こういう非行の仕事に入ったか？これを最近よく考えるんですが、よくわからないです。ただ一つ言えることは、子どものときに、私が田舎の町で育ったことが大きく影響しているということです。田舎の町というのは、要するに田舎なんだけれども、周りが商店街でして、私の家は電器屋をしてまして、それから隣は果物屋さん、その隣が下駄屋さん、お菓子屋さん、パーマ屋さん、そうしたお店がグーッと並んでいました。そこで育って、子どもたちが多かったわけです。その子どもたちが、また、みんな悪いんです。何をするかというと、私も未だによく覚えているんですけど、お菓子屋さんへ行くと、私が一番ちびだったもんですから、「お前がお菓子屋のお

ばさんに話しかけろ」と言われて、おばさんに私が話しかけます。その間に、他の大きな子どもたちが饅頭を盗んだりするわけですね。これはかなり悪いと思います。私もやはり悪いなあと思いましたが、家に帰って、これはいかんと思っただけですが、なかなか断れないですね。一緒に遊んでもらわれないといけないから。やはり、小さいときは、三つ四つ年齢が違っていると、絶対駄目なんです。絶対服従なんです。そんなことをやったり、あるいは畑に行ってスイカを盗ってきたりですね。そんなことは日常茶飯事でやりました。ただ、大きな子どもたちからは色々教わりました。スイカも綺麗なスイカは盗つたらいかんだ。ちよつと傷んでるやつだったら、まあいいかとかね。喧嘩するときは、道具を使うな、素手でやれというようなことを教わって、徹底的に相手をやつつけずに、勝てばいいんだという感じで、色々教わりました。今、考えてみると、私も非行少年によく言っていましたね。「喧嘩するときは道具を使うな。頭は攻撃するな」ということをよく非行少年の皆さんにお願いしてたんですが、これはしてもいいからと言つたら、意外と聞いてくれたりする子もいましたね。やめろと言ふよりは、してもいいからこうしろと言つて話をしてました。

家庭裁判所というところでは、少年院でも同じかもしれません。やって来た段階で非行少年はほとんど冷凍パック状態になります。というのは、家庭裁判所はすごい権限を持つてるんです。処分を決めるわけですから。「少年鑑別所に入れ！」と

一言、家裁の裁判官が言ったら入らないといけないわけですね。それから、少年鑑別所を出てもいいというのもありますし、少年院送致なんかも、それはもう最高の処分なんですけれども、すぐにできるわけですね。ここで調査官に逆らったらえらいことになるわけですから、もうみんな、本当に、さっきの直立不動みたいな感じでやってくるわけです。馬鹿な調査官は、どうしてそういう子どもが直立不動で来ているのがわかっている。最近、調査官も採用試験が結構難しくなりまして、比較的偏差値の高い人がいっぱい入ってくる。私の頃はいい加減でしたから、いい加減なのがいっぱい入ったんですけど、偏差値の高い人は、意外と教養がないんですね。そういう一番基本的な、なんで子どもが家庭裁判所で直立不動になるのがわかっている。それがわからないと、きつと駄目なんですよ。やっぱりそういうことは本には書いていない。そういう勉強をしていないんだと思うんですよ。

私が調査官として多少変わっている点は、ほとんど転動しなかつたんです。役人というのは転動しないと出世しない。ですから、私は最後までヒラの調査官でした。三八年間。管理職は、みんな私より一〇年も二〇年も若い人がやってくるわけですけど、やはり、私は高松家裁丸亀支部という小さな裁判所で長い間勤務していたので、そのことが、辞めてみると役に立ってません。なぜかと言うと、私と同期の調査官はみんな管理職になつて、偉くなって、そうすると最後の一〇年ぐらいは家裁の事件

から離れるんですね。もう管理職業務だけになるんです。そうすると、これだけ少年法もどんどん変わり、あるいは民法もかなり変わり、そういう中では、仕事しようと思っても使い物にならないのです。鉄道のレールみたいなものでして、やはり、一〇年も現場で使われないでいると錆び切ってしまった、全然駄目なんですよ。ところが、私はずっと現場で事件を担当していたものですから、まだ使い物になったというわけです。

今、色々と働いております。私が調査官を退職して一番に行きたかつたのが学校なんです。学校というところが一番私にはわからなかつた。教員になりたかつたんですけど、教員免許がなくて、教員になれないので、スクールカウンセラーになりました。これならすぐになれるからです。そこで、一〇年間ぐらいい香川県内の小中学校へ行きました。私が行つた中学校は、なぜか知らないけれども、前年度、その生徒さんが少年鑑別所に七人も入つたという中学校。かなりのものなんですよ。それから、もう一つは、本当に県の教育委員会が一週間に一回は見に行くくらい、暴れる少年のいる中学校。そこで、義務教育課長から、「廣田さんなんとかしてください」と言われました。私があるとやるわけでもないんですけど、そこへ行きました。もう一校は一番不登校の子どもたちが多い中学校です。もう少し普通の中学校に私は行きたかつたんですが、行つた早々、すごいんですね。もう学校で暴れまわつていて。私が、そこに行つたときに、私の机の横に生徒指導の教師がいます、その

隣に教育相談がいます、前に教頭がいるという、なんとも変なポジシヨンのところでした。そこで、喧嘩が起こると、しょっちゅう生徒指導の教師なんかがあるんですけど、速くダッシュで出ていきます。「喧嘩！」と言うと、もういないのです。パーンと走っていく。私はテニスをやってるからダッシュには自信あったんですが、生徒指導にはとても敵わない。行った時にはもう宥めてますね。これは、やはりプロだなあと思いました。私が行っても、どういう風に止めていいかわかりません。もう、しょうがないから、首根っこ捕まえてくぐらしかできないわけでした。私が大いから、小さいのがチヨロチヨロとしたところを捕まえていたら、まあ収まるんですけど。なかなかね。それは、やっぱり先生ってプロだなあと思いました。

学校に次いで、保護観察所も知りましたので、保護司になりました。保護司で色々やってみて、児童相談所のお手伝いもして、それから、少年鑑別所のお手伝いもちよつとしてますし、色んなことやってみてですね、思ったことは、みんなものすごく頑張っているのに、それを私は何も知らずに、裁判所にいるときは批判ばかりしていたということです。本当に保護観察所はもうちよつとちゃんとしてほしいとか、少年院ももちよつとちゃんとやってくれ、とか家裁で勤めていた頃は、言っていたんですけど、いざ実際自分が一緒に児童相談所でも、保護観察所でも行ってみると、みんな頑張ってるんですよ。それなりに。ただ、頑張っているんだけど、みんなそうで、同じようにそれ

ぞれ自己完結的な仕事をしていて、なかなか連携を取ることができない。それぞれが勝手にやっていると、そんな感じがしました。そういう中で、もう一つは、各関係機関同士が、何かと批判しあうんです。国と県とか、国同士が。なんでこんなにお互いに仲が悪いんだろうと思います。本当に、家庭裁判所はすぐ少年院の批判をしますし、少年院は家庭裁判所に対して少年院に送るのが遅い、みたいな文句言うし。もうそんなことばかりやって、お互いに連携しようっていう気がないんですね。これが、日本の少年司法全体の非常に大きな弱点です。児童相談所なんか可哀想ですよ。ポロカスに言われるわけですから。本当に、これでもかというぐらい。学校の先生が「廣田さん聞いてください、児童相談所にいくら頼んだって何もしてくれん」と言うんですけど、私から言わせてもらおうと、児童相談所はあまりにも守備範囲が広すぎるのです。野球に例えると、ものすごく広い範囲を、外野手がいなくて内野手が三人ぐらいで守っているという感じですよ。ですから、よっぽどまっすぐボールが飛んでこない限りアウトにできないのです。たいていのボールは兎相の職員の間を抜けていきます。実際はそんな感じですよ。そのぐらいのところ、で、「兎相にやれ」と言ってるわけですよ。虐待の問題がものすごくクローズアップされて兎相の人数を増やしたと言ってますけど、私はよそを知りませんが、香川県だと二人増えました。わいわい言って。しかし、その二人も正規職員ではありません。正規職員がいいとは言えないけ

ど、せめて正規の人を増やすとかいうことをしてほしいけど、それができない。それから正規職員の方も、児童相談所の人気が無くて、みんな三年ぐらいうると、全部別の職場へ去っていきます。しかし、どんな仕事もそうですけども、三年では絶対一人前にはなれません。調査官もそうでしたけど、そこそ仕事ができるようになるのには、やはり最低一〇年はかけないといけない気がします。自分の経験からしてもね。一〇年ぐらいいじ仕事をやってたら、多少は業務の全体が見えてくるんですけど、児童相談所の正規職員は三年ですぐ変わっていきます。そこで、あれだけの虐待の事件をやれというのはやはり無理です。そこで、私が考えたのは、今日一番言いたかったことですが、この仲の悪い関係機関同士をどうやって繋いでいくか。これが、調査官を退職した私の一大事の仕事だと思いました。それでは、どうするかといったときに、やはり一番良いのは、やはり一つのケースについてみんなで集まって、一緒にこのケースに対してどういう風に関わろうかということをみんなで話をする。要するにケース会議をすることです。そして、一人の非行少年に何が必要なのかについて意見を出し合う。例えば、生活保護の手続きを取ることが大事かもしれない。あるいはお母さんをまづ支えることが大事かもしれない。あるいは医療的な措置が大事かもしれない。ですから、私は一応心理屋なんですが、心理屋が活躍する場面もあるんですけど、もっと福祉の方とか、ケーソーカーの方とか、色んな方が活躍する場面があります。そ

れを踏まえて、ケース会議の中で、「それでは今はこれをみんなで行っていいこう」と決めて、実際にそれで進めていって、お互いができることをやっています。そうすると、それぞれの専門領域でやれることをやっていくなかで、ケースが動いていく可能性が、かなりあるのではないかと、実際にそれはあると思います。その一端は、ちよつとこの本に書かせてもらったんですけれども、そういう風にケース会議を中心にして進めていく。そこでは絶対的に参加者のみんなが上下ではなくて、パラレルな関係できちつとしていく。私は、一応、どこに行つても一番長老になつてるものですから、長老は何をするかっていうと、お茶を入れたりするというのが一番役に立つわけですね。そういう方法で、皆さんと話をする。それと、もう一つは、私はほとんど転勤をしなかったもので、世代を超えて対象となる人たちとおつきあいでできるという点です。つい二、三日前にケース会議で検討した、不登校学生のケースでは、このケースに関わる三世代と私は関係を持っていたのです。おじいちゃん、おばあちゃんとおつたら、「廣田先生、お久しぶりです」とか言われました。おじいちゃん、おばあちゃんといつても五〇歳ぐらい。若いですから、私が、そのおじいちゃんやおばあちゃんが非行少年だった時に担当しているんですね。それから、その少年の父親や母親も担当しています。そして、今はそのおじいちゃん、おばあちゃんの孫のケースを担当しているわけです。このぐらいい長くなりますと、そのお家の様子は自分分かります。やはり、

そのお家には、言えばキリのないぐらい問題があるんですけども、そういう中でもずつと見ていると、長くいることのメリットかどうか分りませんが、難しいクレマーのはずの、おじいちゃんが、一応、私の話を聞いてくれるんですよ。これは大きいですよ。校長先生がいくら言っても、そのおじいちゃんはオラオラと言うんですけど、昔一緒に話をした関係もあって、「調査官がいるなら、まあ、聞いてやるわ」とか言ってくれたりすると、意外と一歩進んだりします。そういうケース会議をするということが私が一番取り組んでることです。

最後に言いたいことをもう一つだけ言いますと、家庭裁判所を離れてみて思ったことが一つあります。それは、家庭裁判所はすごい権限を持っているということです。これはすごい。自分がやっていると、全然そうは思わなかったです。裁判官はもちろん、調査官もすごい権限を持っています。ただ、すごい権限を持つてゐるわりに使わないんです。謙虚な方が多い。もつと、はっきり言えば謙虚というよりはサボつてゐるというか。ですから、処分を決めるだけじゃなくて、家庭裁判所は、例えば、少年院にお願いしたら、少年院に行つて子どもさんの様子を見るということもできるし、それで少年院にもうちよつと頑張つて欲しいな、と思つたらこの辺を頑張つてちょうだいということも言つてもいいわけです。あるいは保護観察所から、ちよつと調子が悪いから家庭裁判所でなんか言つてくれ、と言われたらやつたらいいんですけど、家庭裁判所がハードルを高くして、

保護観察所からのお願いを受け付けないために、結局、保護観察がなかなかうまく回らないというようなことが起こつています。喋り出したらキリがないので一旦やめます。ありがとうございます。

岡田…ありがとうございます。今、このスクリーンに映してありますけれども、『非行少年のためにながろう！』という六年前に出版された本の中で、廣田さんがお話されたケース会議というのが大事だということをお書きになっていますので、是非、現代人文社から買つてあげてください。

それでは、まだあと一五分くらい時間があります。この場にいらつしやる皆さんからご質問を、お話しされたとなたにでも、いただければと思います。いかがでしょうか。

学生A…今日は講義をありがとうございます。皆さんに単純な質問をお聞きしたいんですけど、少年と関わっていく中で、どのような仕事にやりがいを感じられますか？

安西…少年から、色んな話を聞いて、ちよつとでも何か支えになれたかなとか、その子がちよつと楽になれたかなとか、警察からいじめられているのをちよつと盛り返せたのかなとか、何かちよつとプラスになるようなことが、手伝いができたと思つたときにはよかつたな、ということも思つてやっています。

長橋…私は、本の中にも書いたんですが、高卒認定といって、中学までしか出ていない人たちが大学に行くための試験があるんですけど、それを少年院の中でやっています。全く無理だと思われていて、本人も「全然そんな無理です」と言っていた少年が、ただか三か月くらいで、本当に高卒認定が取れたことです。こうして、高卒認定が取れると、みんな欲が出るんです。「先生、僕専門学校行ってみたいです」、「大学行ってみたい」ってみんな言い始めるんです。それを言い始めたときは、「よし!」と思います。

山下…私が代表を務めているNPOトナリビトのビジョンが、そもそも、自分が愛されるために生まれてきたと思える社会を作りたい、というもので、「死にたい」、「生きていう意味がない」と言っていた子が、「生まれてきてよかった」と言う瞬間が一番嬉しいし、自分の子どもが、自分が死んだ後に路頭に迷うとか、犯罪を犯したときにもうちよつとましな社会になってたらいいなというのがモチベーションかなと思います。

知名…ちようど二週間前くらいに、二六歳で、一九〇センチくらい身長がある元少年からLINEがありました。この元少年は、四回くらい捕まったことがあり、そのうちの三回目を僕が担当して、もう一回最後に一九歳ギリギリで捕まった時にも僕を呼んでくれたのですが、彼から、「元気ですか?」という

メッセージでした。大体、僕らに連絡があるのは、「ちよつと悪いことかな」とドキドキしながら、「お前は元気なの?」とか「ちよつとたまには飲もうか」とか、メッセージを送ったところ、「僕もそう思ってた!」という返事でした。ちよつと嬉しかったです。実際、その元少年との待ち合わせに行く直前くらいになって、「すみません、彼女も連れて行っていいですか?」というメッセージがありました。それで、三人で食事をして色々聞いたら、実は彼女と子どもがいて、今度結婚するという話を報告したかったらしくて、非行から付き合いが始まっているけど、幸せだという報告を貰えたときは良かったなと思います。

廣田…色々ありますけど、やっぱり一番嬉しいのは何年も経って、担当した元少年から突然電話がかかってきたり、それからメールがやってきたりという時です。あまりいい相談はないんですけど。大抵、離婚相談とかです。「先生、離婚するのにどんな風にして親権をとれる?」とか、そんなものが多いんです。でも、きっと、年を取ると、私を思い出すんでしょうね。もちろんいい相談もあります。子どもができたということとか。この間の本には結婚式でスピーチをしたなんて書きましたけど、ああいうのはちよつと珍しいです。その他で、一番多いのは、「薬物で捕まったけどどうなるのか?」とか。それでも、すごい色んな相談をしてくれる。そういうときにずっと思い出してくれ

る、というのは基本嬉しいのです。

学生B…ありがとうございます。今、様々な方がお話しされて、弁護士の方だったり、NPO法人の方だったり、色んなご職業の方がこうやって集まられています。普段実務を行う上で、こういうシンポジウムのように様々な職種の人が集まってという機会は少なかったりするのでしょうか。自己完結型の仕事をされて、連携がまだとれていないということを複数の方が仰っていたので、そこが気になりました。お願いします。

知名…弁護士として少年に関わる中でも、結構一緒にやっている人達っていうのはいっぱいいます。それでいうと、今回の本に書いてくれた堀井さんは元々県警の少年サポートセンターにいらっしゃって、今はスクールカウンセラーをされている方なんですけれど。他にも、NPOの「SFD21JAPAN」という、ボデイビルとアームレスリングを教えることで非行少年を立ち直らせようという団体を立ち上げた小野本さんもいらっしゃいます。この方は、なかなか奇抜な活動をされていて、今度は農園で作った野菜でドレッシングを作って、それを売るとか、どんどん活動範囲を広げています。そういう方々と、自分で押さえられない範囲をSFD21にお願いしたり、堀井さんにもお願いしたりというので頑張れているところがあります。一方で、少年院の方とか、家庭裁判所の調査官の方でも、ある時期仲良く

一緒に活動とか勉強会とかをすることがあるんですけど、どうしても転動があると、なかなか続かない。そういう点がやはり悩みになってるかなと思います。

長橋…少年院でも、近年ケース会議を行うことが増えてきています。主に、岡山少年院では発達障がいを持っている子たちのケース会議をすることが多いんです。要は本人達の力だけで立ち直れる子達はとりあえずいいだろうと。そもそも家族がいな家庭環境だとか、かつ発達障がい、知的障がいがあって、そのまま本人だけで社会に戻すのは難しいだろうという子どもに対しては、社会復帰支援という少年院の枠組みがあり、この社会復帰支援の枠組みを使ってケース会議を開いたりすることは近年増えてきています。年間どのぐらいやっているかというところ、イメージ的には、ケースの数としては大体三、四人ぐらいかな。この三、四人について、在院中に一人当たり四、五回はケース会議をやって、出院してからもそれが続きます。そういう意味ではちよつとずつよくなってきたりなどは思っています。つながる、連携っていうのはできるようになってきているなと感じています。

山下…NPOの民間側の立場からすると、滅茶苦茶良い人に当たると呼んでもらえて、話を聞いてもらえるんですけど、担当した人に全然理解がないと、そうもいかない。そもそも被害

待児の心境はどんなものかとか、例えば自閉症スペクトラムがあったら、自閉症スペクトラムとは如何なるものかとか、本当にその理解がゼロから始まる人だと、話も聞いてもらえませんが。肌感覚的に、そういう人の方が多いという感じはあります。やはりまだまだ理解がない、みんな勉強中みたいなところがあるので、人によるという状況です。そして、私たちみたいな、子ども側につく人間が少年と一緒に関係機関に付いて行つたとき、この人間の取り扱いに困る方が結構います。警察とか家裁調査官とかも「えっ、どうしよう。普段こういう人はくつついてこないのに、この人と一緒にいていいの？」みたいな。「この人」の取り扱いみたいなものに葛藤されている側なので、いつかその葛藤がなくなるといいなと思います。

廣田…異議を唱えるようですが、国の機関はだめですね。はっきり言ってだめです。会議をしても、実際にケースに関わった人同士が集まってケースの話をするんだっただ意味があると思います。しかし、裁判所の所長とか偉い方が集まるだけで、全然少年の顔もなにも知らない人が集まってケース会議に出てもしょうがないですよ。そういうのが未だに裁判所は続いている。私が現役の時にそれに異議を唱えたんですが、異議を唱えると完全に変人奇人扱いをされました。そういうのが未だに残っていて、さらに少年法改正が進んでその傾向が逆に強くなってきているんじゃないかと。そういうところを、ちょっと今、

心配しております。

安西…連携することは、難しいケースのときはやっぱりあるんですね。私は弁護士なので、弁護士としてやっていて、法律にしか基本的には専門性がないので、特殊なケアが必要だとか、帰る先のところなんか必要だとか、そういう人達みんなと連携してやらないとこの子の問題が解決しないという話になると、関係機関みんなに「連携してやるう」という雰囲気は出てきます。少年院から仮退院するにあたって帰る先がどこにもなくて少年院もすごく苦戦しているというときは少年院から呼んでもらえたりとかするんですね。皆さん法学部において、司法の領域に行かれる方も結構いると思うんですけども、司法領域の人間って、こういうときの登場人物としては呼ばれにくいんですよ。福祉の人達って、ケース会議にすごく慣れているんですけど、そういうときにですね、「弁護士を呼ぼう」とか、「裁判所の人を入れよう」とかという発想になりにくいんですよ。私は心理系のところで非常勤講師もやっているんで、心理の学生向けに、どうやって連携するかみたいなことをテーマにした「関係行政論」という授業を一コマ持っているんですけど、その心理の人たちが書いたテキストの中で、「児童相談所と連携しよう」とか「学校と連携しよう」とかは書いてあるけれども、連携先に弁護士が出てこないんですよ。なので、皆さん是非、将来、司法の領域に行かれたら、「うちらもちゃんといいてやつ

たらケースが動くんだぞ」ということをアピールして入っていかないと呼んでもらえないですから、頑張りましょうというところをお伝えしておきたいと思います。

学生C・・・お話ありがとうございます。すごく皆さんが少年の方と向き合っているのが伝わってきました。自分が思っていたことがあって、もし、自分の友達とか家族が少年事件の被害者として巻き込まれたら、自分は一〇〇%の気持ちでは向き合えないかなと思うんですけど、ご自身の大切な方が巻き込まれたとき、今の思いを貫いていけるっていうのがあるとしたら、それはどうしてかを教えていただきたいです。

岡田・・・もし、ご自身の大切な方が被害者になったということをお前提に、今までおっしゃったことをどう維持できるのかというご質問だと理解しておりますけれども、いかがでしょうか？どなたかお一人に答えていただければと思うんですけども。

長橋・・・これは言っていないかわからないんですけど、少年院の中で、よく職員が殴られるんです。刑務所でもそうなんですけど、よく職員が殴られます。安西先生が書かれた中では、それで警察に告訴という話があったんですけど、ほとんどの場合告訴しないんですよ。どうするかというと、みんな受け止

めるんです。僕は、それを目頃から見てきているので、殺されちゃったらどうか、とかそこまで考えは及ばないけれど、でも少なくとも目の前で自分の仲間が殴られて血を出して、そのつをみんなで囲んで殴るかかっていうとそんなことはほしくないし、やっぱりちゃんとその子に向き合って、その子が出院していくまでちゃんと面倒見るしかない。ただ、当然ベナルティは受けなければいけないし、それがやっぱり、「この国っていいな」というところです。やってしまった人に対してみんな嫌がらせなんかしません。そういう気持ちを持ってやれるかな。ただ、やはり悔しい思いはあります。目の前で仲間が殴られて血を出しているのを見てしまうと、すごく難しい。すごく、いい質問だなと思いました。

岡田・・・ありがとうございます。時間ももつとあつたらよかったですけど、ちょうどチャイムが鳴りましたので、これで今日のミニシンポジウムはおしまいということにしたいと思います。最後に、ご登壇いただいた五人の方々には盛大な拍手をお願いします。それでは終わりたいと思います。ご参集いただいた皆様に心より御礼申し上げます。以上です。お疲れ様でした。

#### 付記

本ミニシンポジウムは、非行少年に、非行の以前に積み重ねられてきた様々な被害に私たちがどのように向き合うべきかを

問う、拙編著『非行少年の被害に向き合おう！』（現代人文社・二〇二三年）にご執筆された方々に、熊本大学法学部における、特殊講義ⅡA（少年法）の時間で、それぞれの<sup>(1)</sup>玉稿の内容を補足するお話ししていただいた内容から成り立っている。

非行少年が子どもの頃に虐待被害を受けていたことが明らかになって二〇年以上が経過したが、その被害に、少年法に基づく少年司法制度がどのように向き合うべきかは未だ十分に議論されてきたわけではない。<sup>(2)</sup> 拙編著に加えて、本ミニシンポジウムが、非行以前に様々な被害が積み重ねられてきた少年達に少年法がどう向き合うべきかを考える素材の一つになれば、企画者としてこれに勝る喜びはない。

本ミニシンポジウムは、熊本大学法学部研究教育振興会が主催したものであり、同振興会から頂戴した様々なご支援に心からお礼申し上げます。また、本シンポジウムの内容は、熊本大学法学部三年生の、稲富葉月さん、板東聖陽さん、前田小羽さんに反訳していただいた。記して謝意を表したい。

## 注

- (1) ドイツでも、非行少年の被害体験、つまり被害者が加害者に転換することが注目されるようになってい  
 2。 Vgl. Annemarie Schmolz, Täter-Opfer-Statuswechsel im Jugendalter. Forschungserkenntnisse aus qualitativen Interviews mit Jugendlichen, in: Christian Graf, Monika Stempkowski,

Katharina Beclin, Isabel Haider (Hrsg.), "Sag, wie hast du's mit der Kriminologie?" – Die Kriminologie im Gespräch mit ihren Nachbardisziplinen, 2020, Forum Verlag Godesberg, S.883ff.